都市計画道路 3 ・ 4 ・ 1 8 号 (仮称) 大柏川渡河部橋 (上部工) 工事請負変更契約について (単品スライド条項適用)

都市計画道路3・4・18号(仮称)大柏川渡河部橋(上部工)工事請負変 更契約について、次のとおり仮契約を締結したので、市議会の議決を求める。

平成21年6月5日提出

市川市長 千 葉 光 行

記

- 1 工 事 名 都市計画道路 3 · 4 · 1 8 号 (仮称) 大柏川渡河部橋 (上部工) 工事
- 2 工事場所 市川市本北方2丁目2番地先
- 3 請負代金額 266,086,767円
- 4 契約相手方 千葉県市川市二俣新町21番地

株式会社サクラダ

代表取締役社長 曽田 弘道

5 工事概要 橋長 L=81.6m 幅員 W=9.0m上部工形式 鋼2径間連続鋼床版箱桁橋

① 工場製作工 一式

② 工場塗装工 一式

③ 鋼橋架設工 一式

## 理 由

既定予算に基づく都市計画道路 3・4・1 8号(仮称)大柏川渡河部橋(上部工)工事について、請負者との間に工事請負変更仮契約を締結したので、市川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものである。

## 工事請負変更仮契約書

発注者市川市と請負者株式会社サクラダとは、平成19年9月13日付で締結した都市計画道路3・4・18号(仮称)大柏川渡河部橋(上部工)工事請負契約(以下「原契約」という。)並びに平成21年4月24日付で仮契約締結した工事請負変更仮契約(以下「変更仮契約」、ただし議会の可決後は「変更契約」)について、原契約約款第25条の定めるところにより協議した結果、次のとおり変更する。

なお、この工事請負変更仮契約書に定めなき事項は、原契約によるものとする。 この契約は、市川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する 条例により、議会の可決を得たとき、本契約が締結されたものとする。ただし、議 会の可決が得られないとき、この契約は無効となり、発注者は、損害賠償の責を負 わない。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

- 第1条 原契約第25条第5項の定めにより、次条のとおり請負代金額を変更する。 (請負代金の増額)
- 第2条 前条の定めにより、変更仮契約第2条に定める請負代金額

「¥261,919,350 うち取引に係る消費税及び地方消費税¥12,472,350」を¥4,167,417 うち取引にかかる消費税及び地方消費税¥198,448増額し、「¥266,086,767 うち取引に係る消費税及び地方消費税¥12,670,798」に改める。

(継続費に係る契約の特則の変更)

第3条 変更仮契約第3条に定める請負代金額の支払いに係る予算年割額及び第2項出 来高予定額

「平成21年度 112,919,350円」をそれぞれ4,167,417円増額し、「平成21年度 117,086,767円」に改める。

この契約の証しとして、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を 保有する。

平成21年5月8日

住所 市川市八幡1丁目1番1号

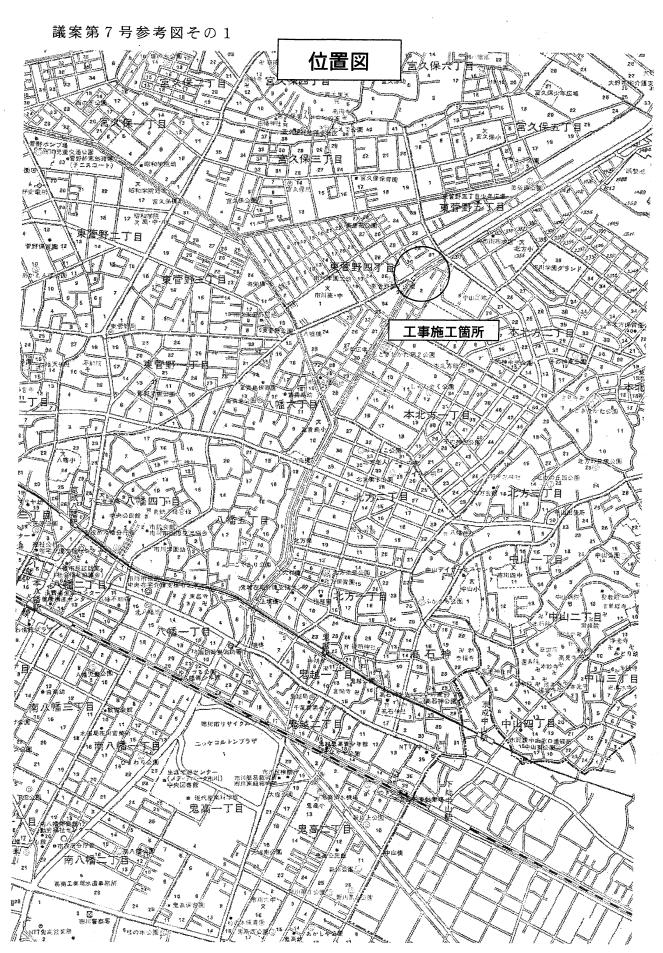
発注者 市川市

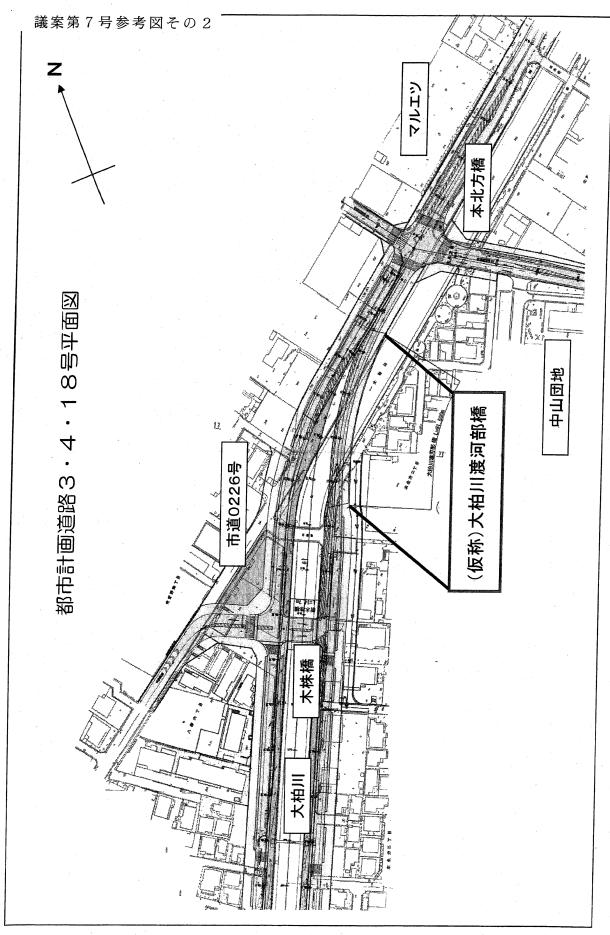
氏名 代表者 市長 千 葉 光 行 印

住所 市川市二俣新町21番地

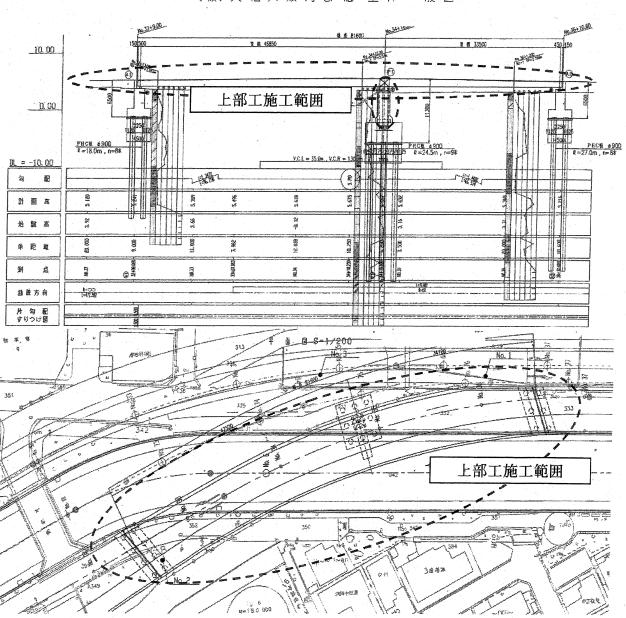
請負者 株式会社 サクラダ

氏名 代表取締役社長 曽 田 弘 道 印



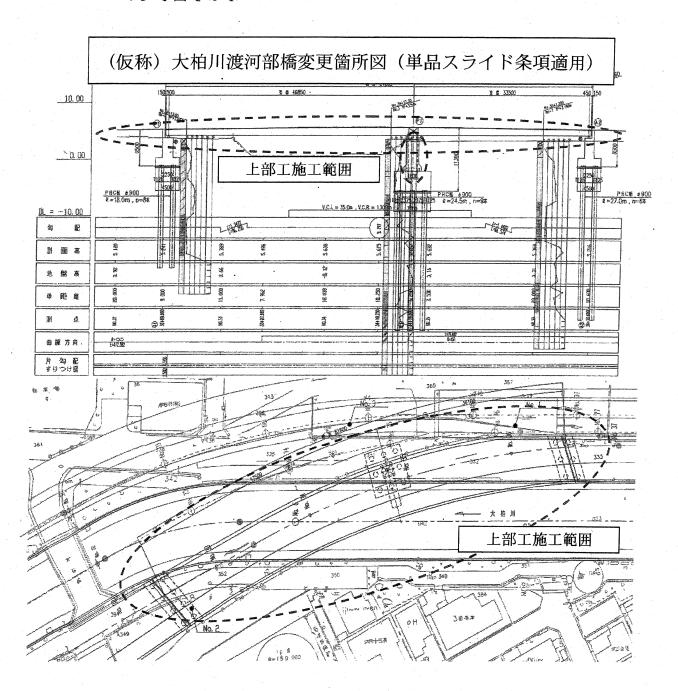


## 議案第7号参考図その3



(仮)大柏川渡河部橋 全体一般図

議案第7号参考図その4



工事請負契約約款第 25 条第 5 項の運用に基づき、設計時点の鋼材の実勢価格と購入時点の鋼材の実勢価格との差額に落札率及び消費税を乗じた金額から請負代金の1%を引いた金額を増額変更するもの